

## 前橋市市税条例の改正について（議案第69号）

収納課  
市民税課  
資産税課

### 1 改正の理由

- (1) 地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 地方税法が改正され、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置が見直されたことに伴い、大規模な水力発電設備に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を改める。
- (3) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 主な内容

#### (1) 個人市民税

- ア 現行の寡婦又は寡夫に対する個人の市民税の人的非課税措置を見直し、寡婦又はひとり親を対象とする。
- イ 所得控除を定める規定において、ひとり親控除を対象として加える等、規定の整理を行う。
- ウ 個人が低未利用土地等を譲渡（譲渡価格500万円以下等の要件を満たすもの）した場合に、当該譲渡に係る長期譲渡所得から100万円を上限とする額を控除した額の3パーセントに相当する額を市民税の所得割とする。

#### (2) 法人市民税

- ア 国税における連結納税制度（企業グループ内の個々の法人の損益を通算するなど、グループ全体を1つの納税主体と捉えて課税するもの）の見直しに伴う規定の整理を行う。
- イ 法人の市民税の納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金の割合は、各年の平均貸付割合に年0.5パーセント（現行は、年1パーセント）の割合を加算した割合が年7.3パーセント未満の場合には、その年中においては、当該加算した割合とする。

#### (3) 固定資産税

- ア 固定資産の所有者の存在が不明であり、調査を尽くしてもなお所有者が一人

も明らかとならない場合には、当該固定資産の使用者に事前に通知した上で、当該使用者を所有者とみなして、課税できることとする。

イ 現所有者（土地又は家屋について、登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者）は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに固定資産税の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書を市長に提出しなければならないこととする。

ウ 現所有者が、イの申告により申告すべき事項を正当な事由がなく申告をしなかった場合には、10万円以下の過料に処することとする。

エ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の割合を定める規定において、大規模な水力発電設備に係る固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率を4分の3（現行は、3分の2）に改める。

#### (4) 市たばこ税

重量比例課税が適用されている軽量な葉巻たばこの課税方式について、次のとおり紙巻たばこの本数に換算する方法に変更し、最低税率を段階的に引き上げる。

ア 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ1本を、紙巻たばこ0.7本に換算する。

イ 令和3年10月1日以後

1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこ1本を、紙巻たばこ1本に換算する。

(5) 延滞金の割合等の特例を定める規定において、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整理を行う。

#### (6) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係

ア イベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、その払戻請求権相当額について、寄附金を支出したものとみなし、個人市民税の税額控除の対象とする。

イ 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた場合における住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年延長し、令和16年度分の個人市民税までとする。

ウ 中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得をした先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準額に乗ずる特例率は、0とする。

エ 軽自動車税の環境性能割の税率を1パーセント軽減する特例措置の適用期限を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得した三輪以上の乗用の自家用軽自動車を対象とする。

オ 新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例における申請書又はその添付書類の訂正等の期限について、通常徴収猶予に準じ、その訂正等に係る通知を受けた日から20日以内とする。

### 3 施行期日

2の(1)、(2)のイ、(5)並びに(6)のア及びイ 令和3年1月1日

2の(2)のア 令和4年4月1日

2の(3)及び(6)のウからオまで 公布の日

2の(4)のア 令和2年10月1日

2の(4)のイ 令和3年10月1日

## 未婚のひとり親への対応及び寡婦（夫）控除の改正

【令和3年度分以降の個人市民税について適用】

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、以下の改正を行う。

- 1 未婚のひとり親に寡婦（夫）控除を適用する。その場合に、適用する条件は死別・離婚の場合と同様とする。
- 2 寡婦（夫）控除について、以下の見直しを行う。
  - ① 寡婦に寡夫と同じ所得制限（前年の合計所得金額500万円（年収678万円））を設ける。
  - ② 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がある場合には、控除の対象外とする。
  - ③ 子ありの寡夫の控除額（現行：26万円）を子ありの寡婦と同額（30万円）とする。

		現行		改正後		太字が改正部分		
		[本人が女性] (単位：万円)		[本人が女性] (単位：万円)		[本人が男性] (単位：万円)		
		死別		死別		離婚		
		500万円以下		500万円以下		500万円以下		
		500万円超		500万円超		500万円超		
		500万円以下		500万円以下		500万円以下		
		500万円超		500万円超		500万円以下		
寡婦控除	扶養親族	有	子	30	26	30	26	
			子以外	26	26	26	26	
		無	26	—	—	—		
	扶養親族	有	子	30	適用なし	30	適用なし	30
			子以外	26	適用なし	26	適用なし	—
		無	26	—	—	—	—	
寡夫控除	扶養親族	有	子	26	—	26	—	
			子以外	—	—	—	—	
		無	—	—	—	—		
	扶養親族	有	子	30	—	30	—	30
			子以外	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	

注) 扶養親族（同一生計の子含む）は、総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。

※ 住民票で事実婚であることが明記されている場合を除く。

注) 扶養親族（同一生計の子含む）は、総所得金額等の合計額が48万円以下であるものに限る。

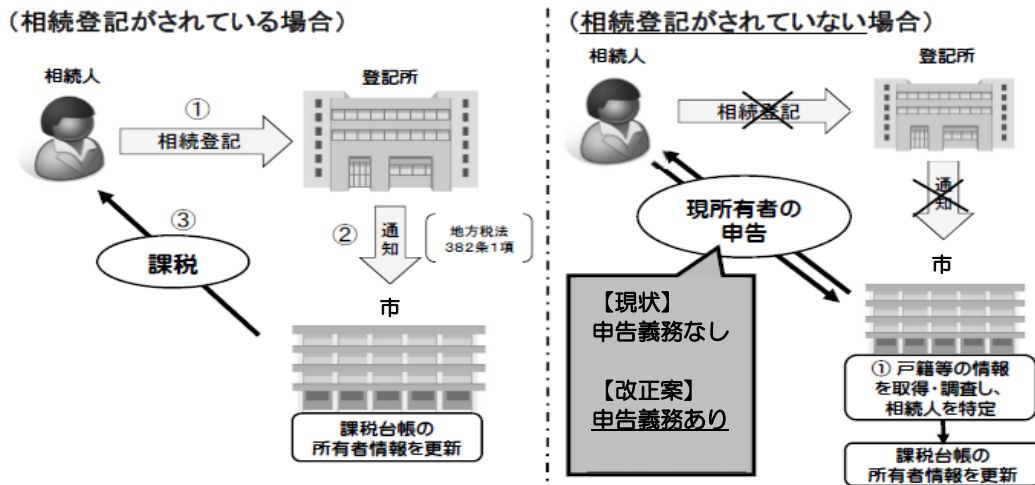
## 現に所有している者の申告の制度化

**【現状の課題】**

市は、「現に所有している者」（通常は相続人）の把握のため、法定相続人全員の戸籍の請求等の調査事務に多大な時間と労力を要している。

**【改正案】**

登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、現に所有している者（相続人等）に対し、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとする。



(注) 固定資産税における他の申告制度と同様の罰則を設ける。

## 使用者を所有者とみなす制度の拡大

**【現状の課題】**

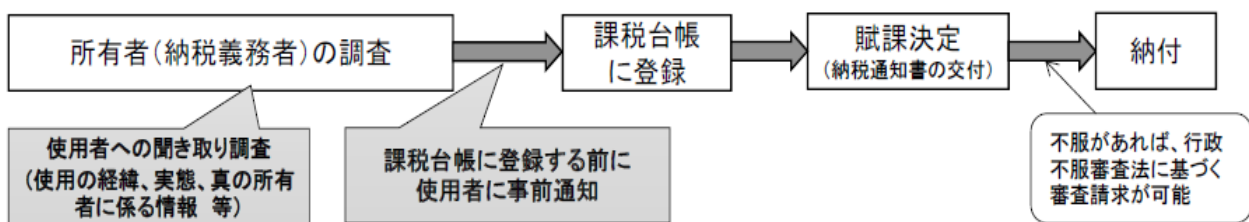
固定資産を使用している者がいるにもかかわらず、所有者が正常に登記されていない等によって、調査を尽くしても所有者が一人も特定できないケースが存在する。また、使用者からも調査に協力を得られない等、所有者の特定に支障が生じている。

現行の条例では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に使用者を所有者とみなして課税できる規定があるが、その適用は、災害の場合のみに限定されている。

**【改正案】**

市は、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができることとする。

使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨を事前に使用者に通知するものとする。



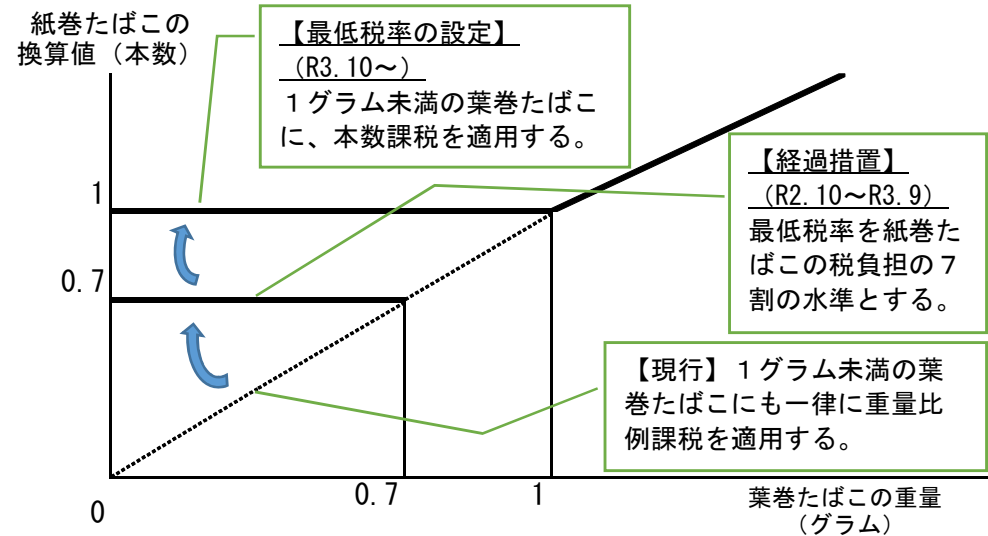
## 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し

市たばこ税について、葉巻たばこに係る課税方式を下記のとおり見直す。

### 1 課税方式の見直し

地方税法において、重量比例課税が適用されている1本あたり1グラム未満の軽量な葉巻たばこについて、最低税率を設定する。  
(本数課税方式への見直し)

課税方式		現行	改正後
区分			
紙巻たばこ		本数課税	本数課税
葉巻たばこ	1グラム未満	重量比例課税	本数課税
	1グラム以上		重量比例課税



### 2 段階的見直し —実施時期・経過措置—

令和2年10月から実施する。ただし、令和3年9月までの1年間について、一定の経過措置（0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻たばことみなして課税を実施する。）を講じて、最低税率を段階的に引き上げる。